

いのちとくらしをまもる  
防災減災

令和7年4月25日14時00分  
近畿地方整備局

## 災害時建設業事業継続力認定の前期申込みを5/1から開始 ～災害時の基礎的な事業継続力を備えている会社の認定を行います(5/9講習会を実施します)～

近畿地方整備局では、事業継続計画書に記載されている基礎的な事業継続力を近畿地方整備局が申込み要領に沿って評価し、認定を行っています。各建設会社の災害時における事業継続計画の策定を促進し、近畿地方整備局管内の災害対応の円滑な実施と地域防災力の向上を目的としています。

認定は年2回(前期・後期)行っており、今回、令和7年度前期の申込み受付を以下のとおり開始します。

また、申込開始に合わせて講習会も実施します。

### 1. 申込期間

令和7年5月1日(木)～令和7年6月30日(月)

5/9(金)10:00～12:00

講習会を実施いたします。

### 2. 認定の対象となる建設会社

建設業法に基づく許可を受け、本店、支店、営業所のいずれかが近畿地方整備局管内にあり、かつ近畿地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている建設会社

### 3. 申込みの対象となる建設会社

2の条件を満たし、新規で認定を受けようとする建設会社及び令和7年9月30日までが認定期間となっており更新を受けようとする建設会社

### 4. 申込方法

各書類一式をPDF形式でメールにて送付【[kkk-kensetsugyobcp@mlit.go.jp](mailto:kkk-kensetsugyobcp@mlit.go.jp)】

詳しくは近畿地方整備局のホームページをご覧ください。

[https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai\\_tec/kensetubcp/index.html](https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html)

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、神戸海運記者クラブ  
神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省  
近畿地方整備局 災害時建設業事業継続力認定制度 事務局



防災室 室長 <sup>はっとり こうじ</sup> 服部 浩二 室長補佐 <sup>なかじ しげる</sup> 中治 茂  
電話番号(直通):06-6942-1575(防災室)

港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

課長 <sup>いわさき なおあき</sup> 岩崎 直晃 課長補佐 <sup>もりた まさき</sup> 森田 正樹

電話番号(直通):078-391-3101(港湾空港防災・危機管理課)

## 近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度について

近年、記録的な大雨、強い地震などの自然災害の発生が頻発しています。このような自然災害が発生した場合、近畿地方整備局は、**被災した道路、河川堤防、港湾等の施設を迅速に機能回復させる責務を担っているが、その実施には建設会社の協力が必要不可欠**です。

本制度は、各建設会社の事業継続計画書に記載されている基礎的な事業継続について、近畿地方整備局が申込み要領に沿って評価し、認定をいたします。また、**災害時の事業継続計画書の策定を促進することによって近畿地方整備局管内の災害対応の円滑な実施と地域防災力の向上を目的**とします。

認定を受けられますと、当該建設会社は「**災害時の事業継続力を備えている会社**」として、**信頼性や社会的評価の一層の向上**が図られることから、建設会社等は事業継続計画策定に取り組んでいただき、もしもの時に成果が発揮されることを期待しております。

平成24年から『災害時建設業事業継続力認定制度』の取組みを開始し、現在、「災害時の事業継続力を備えている会社」として761社を認定しております。

受付は年2回実施しており、この度、令和7年度前期の新規及び更新の認定申込みの受付を実施いたします。

### 【お知らせ】

- ・平成29年度以降、更新手続きにより再度認定された場合における認定期間は3年となります。
- ・令和5年度前期に新規認定を受けた会社及び令和4年度前期に更新認定を受けた会社は、今回の申込期間において更新の手続きが必要となります。
- ・認定のインセンティブとして、近畿地方整備局が発注する総合評価落札方式(施工能力評価型)による工事の入札契約手続きにおいて加点対象となります。

### 建設会社による復旧状況



出典:国土交通省 HP 令和6年能登半島地震における被害と対応について  
URL: [https://www.mlit.go.jp/saigai/saigai\\_240101.html](https://www.mlit.go.jp/saigai/saigai_240101.html)

## 建設業の「事業継続計画(BCP)」作成に関する講習会について

### ■日時

令和7年5月9日(金)10:00~12:00

### ■方式

WEB 会議 (Zoom による)

### ■講習内容

建設会社における災害時の建設業事業継続力認定制度の概要と申請資料の作成方法について

### ■対象者

建設業法に基づく許可を受け、本店、支店、営業所のいずれかが近畿地方整備局内にあり、かつ近畿地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている建設会社

### ■申込方法

申込を希望される方は、5月8日(木)12時までに以下のとおりメールで申込みください。

件名:【参加申込】建設業 BCP 講習会

本文:氏名(ふりがな)、会社名、WEB 会議 URL 送付先メールアドレス

送付先: kkr-kensetsugyobcp@mlit.go.jp

### ■その他

- ・WEB (Zoom) 会議の URL については申込受付後、ご連絡させていただきます。
- ・会議資料については申込受付後、ご送付させていただきます。
- ・後日、講習会の内容に関する資料・動画等については近畿地方整備局ホームページに掲載する予定です。
- ・災害発生等の場合は延期することがありますので予めご了承ください。

## 年間スケジュールの変更、認定期間について

令和7年4月25日

国土交通省 近畿地方整備局  
災害時建設業事業継続力認定委員会事務局

災害時建設業事業継続力認定の年間スケジュールが変更となります。

### 【新規認定の変更点】（別紙1）

・新規認定の受付は、前期・後期の年2回行います。今後、前期に申請した企業様におかれましては、認定日は10月1日(予定)となりますが、認定期間の末日が半年延長され3月31日となります。

従前: 令和7年10月1日～令和9年9月30日

変更: 令和7年10月1日～令和10年3月31日

### 【更新認定の変更点】（別紙2）

・更新認定の受付は、令和7年度までは前期・後期の年2回行いますが、令和8年度からは前期の1回となります。

・上記に伴いまして、今回更新申請を申込まれる企業様におかれましては、下記①の延長認定期間を記載した認定証を10月1日までに発送いたします。

また、書類審査後に下記②の認定証を4月1日までに発送いたします。

従前: 令和7年10月1日～令和10年9月30日

変更: ①(延長認定期間) 令和7年10月1日～令和8年3月31日

②(認定期間) 令和8年4月1日～令和11年3月31日

年間スケジュールの変更にご理解お願いいたします。

今回の対象となるのは、新規申込者および令和7年9月30日に認定証の期限を迎える企業様です。更新期限が令和8年3月31日の場合、次回（令和7年度後期）の受付となります。

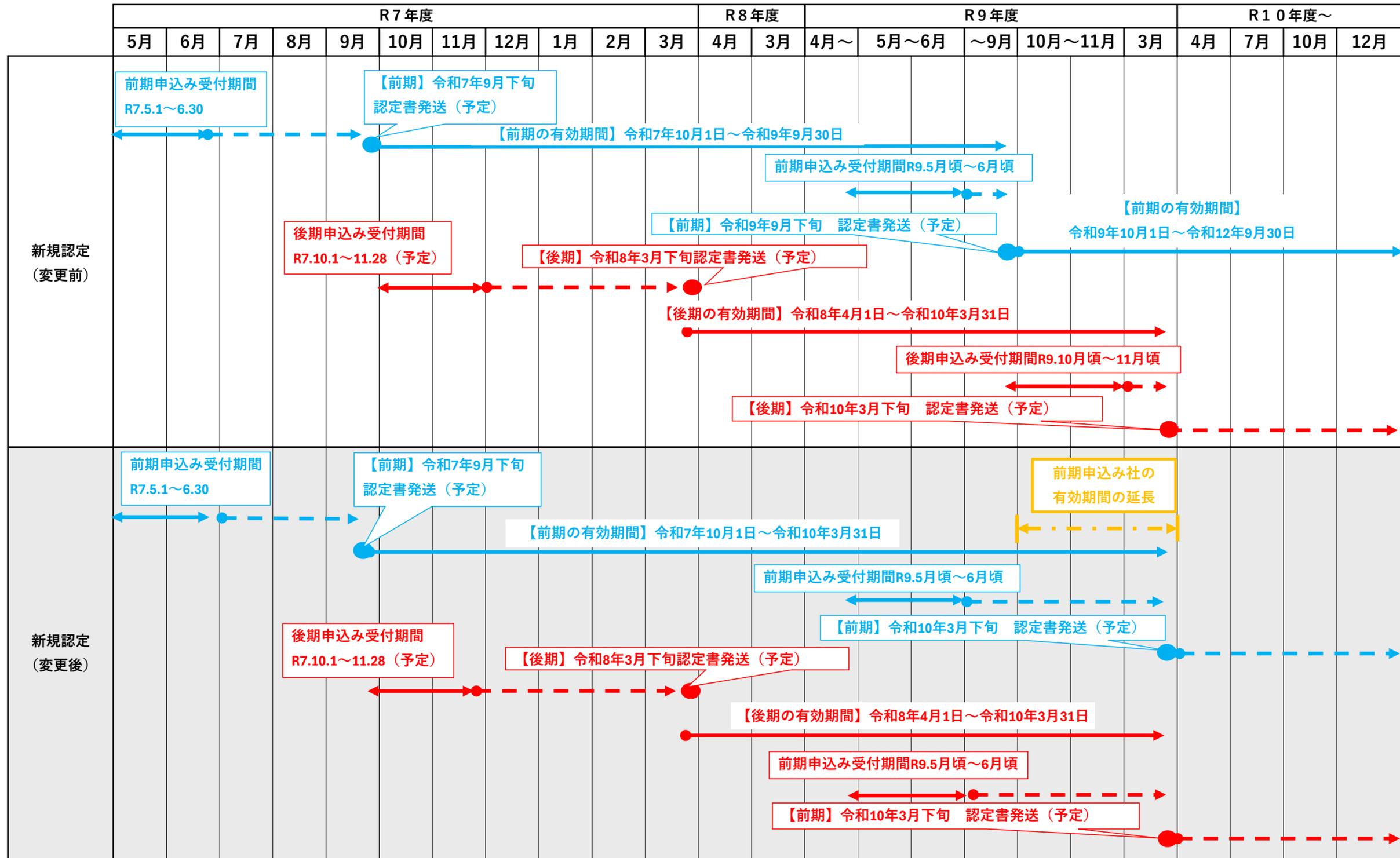
### <本件に関する問い合わせ先>

近畿地方整備局 防災室

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎  
TEL: 06-6942-1575

# 令和7年度災害時建設事業継続力（BCP）認定の年間スケジュール（新規認定）

## 別紙1



# 令和7年度災害時建設事業継続力（BCP）認定の年間スケジュール（更新認定）

## 別紙2

